



# 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA

規約・慶弔規定・その他規定

# 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、渋谷区立原宿外苑中学校 P.T.A.と称し、平成9年4月1日設立、事務所を渋谷区立原宿外苑中学校（東京都渋谷区神宮前1丁目24番6号）に置く。

## 第2章 目的と方針

第2条 本会は、生徒の健全な成長をはかるために、保護者と教職員が協力して活動する。

1. 教育に関する理解を深め、よりよい教育環境をつくる。
2. 会員の教養を高め、会員相互の親睦をはかる。

第3条 本会は、教育を本旨とする自己独立の民主団体として、次の方針に従う。

1. 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよらず、また営利を目的とするような行為を行わない。
3. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、下記の活動を行う。

1. 生徒の徳行、健康増進の奨励と支援。
2. 生徒の社会見学及び実習の便宜供与。
3. 講習、講演、研究会、懇談会などの開催。
4. その他、目的を達成するために必要な活動。

## 第3章 会員

- 第5条
1. 本会の会員は、本校生徒の父母またはこれにかわる者(以下保護者という)と、本校に勤務する教職員とする。
  2. 目的と方針のもとで、会員は平等の権利と義務を有する。

## 第4章 会計

第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第7条 本会の会費は、総会にて決める。会費は月額400円(生徒1人につき)とし、原則として一括納入とする。

会員の転入の場合は会費を月割とし、その所属は転入の月を基準とする。また、転出のときの返納は行われぬ。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第9条 本会の会計は、総会で決められた予算にもとづいて行い、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第5章 役員及び会計監査役

第10条 本会は、会長・副会長・書記・会計の役員と会計監査役を置く。

ただし、必要が生じた場合には、会長以外の役員についてはその増減を認める。

1. 会長 1名（保護者）

本会を代表して会務を総括し、総会、役員会、運営委員会を招集する。

また各委員会に出席して意見を述べることができる。

2. 副会長 5名（保護者4名、教職員1名）

会長を補佐し、会長不在のときはこれを代理する。

3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）

総会ならびに運営委員会の議事を記録し、その他会計事務以外の事務を処理する。

4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）

会計及び経理の収支を司り、決算報告を作成する。

5. 会計監査 3名（保護者2名、教職員1名）

本会の会計を監査し、総会にこれを報告する。

第11条 1. 役員及び会計監査役は総会で選任される。その方法は立候補と推薦委員会において推された候補者の中より選出する。

任期は1ヶ年とし再任を妨げない。ただし次期役員決定までその任を行う。

2. 役員及び会計監査の欠員を生じた場合は、運営委員会で決定する。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 推薦委員会

第12条 1. 推薦委員は、1年生2年生の各学級保護者より2名、教職員1名、必要が生じた場合において運営委員会で選出された若干名により構成される。

互選により、正・副委員長各1名を配する。

2. 当委員会で推薦された候補者は、総会において承認を得る。ただし総会5日前までに会員に提示する。

## 第7章 総会

第13条 総会は本会の最高議決機関で、全会員をもって構成される。

第14条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会

年度始め総会…前年度活動及び決算の承認、ならびに新年度活動計画及び予算の承認  
年度末総会…次年度役員及び会計監査役の承認

2. 臨時総会

運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合、会長がこれを招集しなければならない。

第15条 1. 総会の議長は出席者の中から選出される。ただし議長選出までの進行は副会長がこれにあたる。

2. 総会の定足数は会員の3分の1（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数（家庭数）を必要とする。可否同数のときは議長がこれを決める。

第16条 本規約の改正を必要とする場合は、事前に会員へ提示し総会の承認を得る。

## 第8章 委員会及び委員

第17条 本会は次の委員会及び委員を置く。

1. 学年代表委員会

学級代表委員 各学級2名、教職員1名

2. 卒業対策委員会 3年生各学級2名、教職員1名

3. 推薦委員会 1・2年生各学級2名、教職員1名

4. 運営委員会

5. 特別委員会

6. ボランティア委員会（広報・緑化・校外）

各委員の任期は1年とし再任を妨げない。また、若干の人数の増減を認めるものとする。

第18条 本会は、各委員会の構成と任務を次のとおりとする。

1. 学年委員会

学年委員会は、各学級代表委員と各学年教職員により構成される。

互選により、正・副委員長各1名、各学年に代表者1名を配する。学級及び学年連絡を取り、学年の諸問題を話し合い、会員相互の理解を深め、学校及びPTAの行事に協力する。

2. 卒業対策委員会

卒業対策委員と教職員により構成される。互選により正・副委員長各1名を配する。

卒業に関わる記念品、その他行事運営を取りまとめる。

3. 推薦委員会

本規約第6章第12条参照

#### 4. 運営委員会

運営委員会は、役員、学級代表委員、卒業対策委員会正・副委員長、推薦委員会正・副委員長及び学校で選出された教職員により構成される。当委員会は、活動計画及び予算の編成、緊急事項、その他総会議案を審議・決定・推進する。

学年委員会、卒業対策委員会は、いかなる事業計画も運営委員会にはかるものとする。

#### 5. 特別委員会

上記1項より3項の他に必要のあるときは運営委員会の決議または会長の判断により、当特別委員会を置き、審議・決定・推進する。

## 第9章 附則

第19条 学校長は、各種会合に出席し意見を述べる事が出来る。

第20条 本規約にないもの及び細則は、運営委員会で決定する。

附記 平成12年4月25日改正  
平成16年3月2日改正  
平成20年3月4日改正  
平成21年3月10日改正  
平成25年3月5日改正  
平成26年3月4日改正  
平成27年11月30日改正  
平成31年3月7日改正  
令和5年4月27日改正

# 慶 弔 規 定

## 慶事

- \*教職員の結婚 . . . . . 一万円
- \*教職員本人または配偶者の出産 . . . . . 五千円

## 弔事

- \*生徒・保護者・教職員 . . . . . 一万円
- \*教職員の配偶者・親・子供 . . . . . 五千円

上記以外については、運営委員会にて協議し決定することができる。

## 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA 周年行事積立金特別会計規定

1. 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA の特別会計として周年行事積立金会計と称し、事務所を渋谷区立原宿外苑中学校（東京都渋谷区神宮前 1 丁目 24 番 6 号）に置く。
2. 本特別会計は、本校の周年記念事業を行うために積み立てるものとする。
3. 本特別会計の支出は、原宿外苑中学校 P T A 運営委員会がこれにあたる。但し、運営委員会を開く時間的余裕の無い場合には、役員会で検討し仮支出を行い、後日運営委員会の承認を得るものとする。
4. 本特別会計の年度ごとの収支、ならび会計監査については、PTA 一般会計に関する規約に準ずる。
5. 本会は原宿外苑中学校保護者をもって構成するものである。
6. 本会は平成 12 年 4 月 25 日より設けられたものである。
7. 本特別会計の資金は、一般会計予算に計上した 100,000 円をもってこれに充てる。

付記 本規定は、平成 27 年 11 月 30 日に追記する。

## 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA 備品積立金特別会計規定

1. 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA の特別会計として備品積立金会計と称し、事務所を渋谷区立原宿外苑中学校（東京都渋谷区神宮前 1 丁目 24 番 6 号）に置く。
2. 本特別会計は、本校 PTA の備品充当等のために積み立てるものとする。
3. 本特別会計の支出は、原宿外苑中学校 P T A 運営委員会がこれにあたる。但し、運営委員会を開く時間的余裕の無い場合には、役員会で検討し仮支出を行い、後日運営委員会の承認を得るものとする。
4. 本特別会計の年度ごとの収支、ならび会計監査については、PTA 一般会計に関する規約に準ずる。
5. 本会は原宿外苑中学校保護者をもって構成するものである。
6. 本会は平成 12 年 4 月 25 日より設けられたものである。
7. 本特別会計の資金は、一般会計予算に計上した年度ごとに決められた金額をもってこれに充てる。

付記 本規定は、平成 27 年 11 月 30 日に追記する。

## 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA 卒業対策委員会特別会計規定

1. 渋谷区立原宿外苑中学校 PTA の特別会計として卒業対策委員会会計と称し、事務所を渋谷区立原宿外苑中学校（東京都渋谷区神宮前 1 丁目 24 番 6 号）に置く。
2. 本特別会計は、本校の卒業対策委員会出入金の管理を行うためとし、本校に在籍する三年生の卒業記念品等の用途のみに使用するものとする。
3. 本特別会計の支出は、原宿外苑中学校 P T A 運営委員会がこれにあたる。但し、運営委員会を開く時間的余裕の無い場合には、役員会で検討し仮支出を行い、後日運営委員会の承認を得るものとする。
4. 本特別会計の年度ごとの収支、ならび会計監査については、PTA 一般会計に関する規約に準ずる。
5. 本会は原宿外苑中学校保護者をもって構成するものである。
6. 本会は平成 12 年 4 月 25 日より設けられたものである。

付記 本規定は、平成 27 年 11 月 30 日に追記する。